

児童福祉法に基づく一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

令和七年三月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第十号

児童福祉法に基づく一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

施行規則

(趣旨)

第一条 児童福祉法に基づく一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和七年広島県条例第二条。以下「条例」という。）の実施に関しては、この規則の定めるところによる。

(定義)

第二条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(児童指導員の資格)

第三条 条例第二十二条の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 知事が指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

二 学校教育法に規定する大学（短期大学を除く。次号において同じ。）において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

三 学校教育法に規定する大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者

四 学校教育法に規定する大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

五 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

六 学校教育法に規定する高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは同条第一項に規定する通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者であつて、二年以上児童福祉業務に従事したものであるもの

七 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）に規定する幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者であつて、知事が適当と認めたもの

八 三年以上児童福祉事業に従事した者であつて、知事が適当と認められたもの

2 前項第一号の指定は、児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）別表第

一に定める教育内容に適合する学校又は施設について行うものとする。

（電磁的記録）

第四条 一時保護施設を付設していることも家庭センターの所長及びその職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、条例及びこの規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。